

在宅で人工呼吸器を使用している方等へ

非常用電源の助成

を開始しました

柏市では、在宅で人工呼吸器を使用している方に、災害時に安心して日常生活を継続できるよう、日常生活用具の種目に「非常用電源」を追加しました。

対象者	在宅で生活している方で、常時人工呼吸器を使用しており、非常用電源を必要とする方で以下のいずれかに該当する方 ※医療機関に入院中の方、障害者施設等に入所中の方、睡眠時無呼吸症候群の方等のCPAPは対象外 ①身体障害者、身体障害児 ②難病患者
対象品目	①ポータブル電源(蓄電池) 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置 ②DC/ACインバーター(カーインバーター) 自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置 ※①又は②のうち、1種類のみ対象
基準額	10万円
耐用年数	5年

◆利用者負担額◆

世帯員の市民税額(住宅借入金等特別控除前の額)の合計額に応じて、利用者負担があります。税を確認する世帯員は、18歳未満の利用者の場合は「世帯全員」、18歳以上の利用者の場合は、「本人と配偶者のみ」です。なお、その世帯の中で市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、対象となりません。

所得区分	利用者負担額
①生活保護世帯	0円
②市民税所得割非課税世帯	0円
③市民税所得割課税世帯	基準額の一割負担※

※③の所得区分の方の自己負担額は、納品後に本人が業者へお支払いください。

※申請については、裏面をご覧ください。

◆申請に必要な書類◆ ※必ず購入する前に手続きが必要です。

①申請書	市ホームページからダウンロードできます。 ※生活保護世帯は、生活保護受給証明書が必要です。 ※令和6年1月1日時点で柏市に住民票がないかたは、市民税(非)課税証明書が必要です。
②見積書	業者に見積書の作成を依頼してください(後日提出可)。既に申請書が受理されている場合、業者から直接、市役所へ送付も可能です。 ※見積書作成方法 ・宛名を「柏市長」にする。 ・備考、余白等に利用者の氏名、住所等を記載する。
③医師意見書	市ホームページからダウンロードできます。 ※身体障害者手帳に呼吸器障害の記載がない場合は、提出が必要となります。
④カタログのコピー	
⑤難病受給者証のコピー	難病患者の方は、千葉県の特設医療費(指定難病)受給者証等のコピーを提出してください。

◆手続きの流れ◆

1 申請

「申請に必要な書類」を柏市障害福祉課に提出してください。(郵送可)
【郵送で提出する場合】〒277-8505 柏市柏5-10-1 障害福祉課 福祉サービス担当 あて



2 決定通知書等の送付

書類一式をもとに決定を行います。申請から約1~2週間で決定通知書等を郵送します。
【送付物】①決定通知書、②支給券、③請求書兼委任状



3 非常用電源の納品

決定通知書等が届きましたら、業者に連絡し、納品を依頼してください。
詳細については、決定通知書等と同封の案内文を確認してください。

注意事項



- ・ 疑似正弦波(短形派, 補正正弦波)の製品は助成の対象外です。
- ・ 購入用品の維持に要する経費(ガソリン等の購入費, 点検・整備費等の費用)は、助成の対象外です。
- ・ 当該補助により購入した用品の使用による医療機関の故障や不具合が生じた場合に、市はその責を負うことはできません。あらかじめご承知おきください。
- ・ 購入する用品の選定や管理は、ご本人様・ご家族様が責任をもって行ってください。

その他、不明点がありましたら、障害福祉課まで御連絡ください。

柏市 障害福祉課 福祉サービス担当

電話:04-7167-1136

FAX:04-7167-0294

